

段階的開門のスキーム（概要）

早期開門を実現し、かつ、漁業と農業、防災を両立させるために

第1段階 短期開門調査レベルの開門（調整池水位を-1m~-1.2mに管理） <課題> 早期開門

- アセスは不要→短期開門調査の際の実績がある
- 事前準備は、短時日にできる→短期開門調査の際に3日間で行った土のうと仮設ポンプの設置に加え、簡易ため池の設置で十分。

（根拠）

①短期開門調査レベルの開門（-1m~-1.2m）は、従来の調整池水位（-1m管理）を上げるものではない。したがって、これまでの調整池の-1m管理を前提とした防災効果には全く影響がない。

②農業用水については、将来的には諫早浄化センター処理水の再利用を目指しつつ、当面、簡易ため池で対応することになれば、早期開門の妨げにはならない。簡易ため池による対応が有効であることは、中海淡水化事業中止後の中海における干拓地で実証済み。

③塩害については、有明海沿岸の他地域と同様、問題にならない。内部堤防が存在しなかった2002年の短期開門調査時と異なり、現在は内部堤防と潮遊池があり、有明海沿岸他地域と区別する理由がない。

—期待できる効果—

調整池にアオコが発生しなくなる、調整池の水質・底質の改善、諫早湾内の赤潮や貧酸素の消滅、タイラギの復活など

第2段階 中間的開門

様々な潮汐条件やゲート開度を組み合わせた開門操作

<課題>

全開門にむけた、じっくり調査と万全準備

全開門の弊害予測と対策の検討（いわゆる開門アセスメント）および干拓事業と有明海異変との関連性調査（いわゆる開門調査）

排水機場増設や排水路、樋門の整備と本格的な農業用水の確保（諫早浄化センター処理水の再利用）

第1段階の短期開門調査レベルの開門および第2段階の中間的開門と並行して行う

- 安全安心の農業用水の確保、背後農地の水不足解消
- 湛水被害に対する真の防災効果の実現

第3段階 全開門

<課題> 開門調査と有明海再生の本格化

段階的開門のスキーム（概要）

早期開門を実現し、かつ、漁業と農業、防災を両立させるために

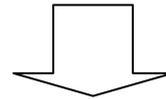
有明特措法の改正

改正の内容

18条の調査項目に開門調査を加える
26条の評価委員会を復活させる

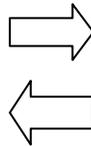
改正の効果

開門調査が法的根拠をもつ
評価委員会が科学的に検討できる



開門協議会の構成と役割

- 全ての利害関係人の代表で構成する
- 評価委員会に検討課題を提起する
- 評価委員会の科学的検討を踏まえ、段階的開門と開門調査に関する合意形成を実現する



評価委員会の役割

- 段階的開門の次のステップへの移行条件や全開門の弊害や対策に関する科学的検討
- 開門調査の結果についての科学的検討

裁判の終結

- 国の控訴を取り下げて、国の開門義務を確定させる
- 福岡高裁の漁民控訴事件と長崎地裁の開門事件で、開門協議を行い、段階的開門のスキーム等を確定する

詳細については、このウェブサイトをご覧ください

検証「諫早湾干拓事業」 <http://www.justmystage.com/home/kenshou/index.html>